

給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和5年7月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 31 号	株式会社 千葉水道工務店	市川市南八幡4丁目4番 17号	加藤 伸二郎	株式会社 千葉水道工務店	市川市南八幡4丁目4番 17号	令和5年 5月17日